

○山形県警察署協議会運営要綱の制定について（例規通達）

平成13年5月23日

例規（総）第58号

改正 平成15年3月27日例規（総）第22号

平成18年4月18日例規（警）第18号

令和7年3月25日例規（警）第19号

このたび、別添1のとおり「山形県警察署協議会運営要綱」を制定し、同年6月1日から実施することとしたので、次の事項に留意の上、その効果的な運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

警察法の一部を改正する法律（平成12年法律第139号）の規定の一部が平成13年6月1日から施行されることとなり、同法による改正後の警察法（昭和29年法律第162号）において、警察署協議会（以下「協議会」という。）制度が新設されることとなった。これを受け、山形県警察署協議会条例（平成13年3月県条例第30号。以下「条例」という。別添2参照）及び山形県警察署協議会に関する規則（平成13年4月県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。別添3参照）が制定され、警察署に協議会が設置されることから、協議会制度の趣旨等を踏まえて、効果的な運営を図るため、要綱を制定するものである。

2 要綱の要点

- (1) 協議会への諮問、意見の聴取、会議の公開及び議事概要の公表等、協議会の運営要領について定めた。
- (2) 協議会の会議結果の報告及び他の警察署等に関する意見の取扱いについて定めた。
- (3) 警察署における協議会の事務処理体制等について定めた。

3 運用上の留意事項

- (1) 協議会からの意見に対する措置（第2関係）

協議会は、警察署長が、地域住民その他地域における安全に関する問題に日常的に関わりを有する者（以下「住民等」という。）の意見を警察署の業務運営に反映させるため、その在り方について住民等の意見を聴くための機関であるとともに、警察署長が警察署の業務運営について住民等に説明し、その理解と協力を求める場であることから、警察署長は、これらの趣旨を踏まえ、住民等の意見が警察事務に反映されるように努めること。

(2) 詮問及び意見の聴取（第3関係）

警察署長は、年2～4回定例的に、協議会に警察署の業務推進状況を説明し、意見を聴取するほか、管内において発生する事件、事故の防止その他住民等が地域の安全に関して強く望む事項がある場合においては、会長と協議の上、協議会を開いて、当該事項について諮問し、委員から意見を聴取することに努めること。

(3) 会議の公開（第4関係）

警察署長は、会議の公開について、会長から協議を求められた場合においては、

① 公開することによって生じる、会議における委員の率直な意見を確保するまでの支障

② 公開によって得られる、警察署の業務運営について、広く住民等の理解を求めることの効果

等を比較衡量して、会長に意見を述べること。

(4) 議事概要の公表（第5関係）

協議会の議事概要については、人権及び個人の名誉の保護並びに捜査及び公判の維持に支障のある場合等を除き、原則として公表するものとし、警察署長は、各種広報媒体を活用して公表すること。

(5) 報告等（第6関係）

ア 会議結果

警察署長は、協議会の会議が開催されたときは、その都度、別記様式により、警務部総務課長を経由して、警察本部長に報告すること。

イ 他の警察署等に関する意見

警察署長は、協議会において、委員から提出された意見が、他の警察署に関する事項であった場合や警察本部の関係所属と協議する必要があると認められる事項である場合には、警務部総務課長を経由して、関係警察署長又は警察本部の関係所属長に連絡すること。

(6) 庶務（第7関係）

警察署長は、協議会に関する事務の責任を明確にし、協議会の運営が効率的かつ円滑に行われるため、副署長又は次長を事務責任者に充てるとともに、係長（警部補の階級にある者、一般職員の場合は、相当職の者）以上の者を協議会の事務の庶務に当たらせ、会長及び委員との緊密な連絡を行わせること。

別添 1

山形県警察署協議会運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、山形県警察署協議会条例（平成13年3月県条例第30号）及び山形県警察署協議会に関する規則（平成13年4月県公安委員会規則第5号）に定めるもののほか、警察署協議会（以下「協議会」という。）の効果的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 協議会からの意見に対する措置

警察署長は、協議会から提出された意見に対しては、協議会が、警察署の業務運営について住民等の意見を聴き、住民等に警察署の業務運営について説明し、その理解と協力を求めるものであることに配意し、住民等の意見が警察事務に反映されるように努めるものとする。

第3 調問及び意見の聴取

警察署長は、協議会に対し、警察署の業務推進状況を説明し、その後の業務運営について意見を聴取するほか、必要に応じ、隨時、住民等が地域の安全等に関して警察に強く望んでいいると認められる事項について調問し、意見を聴取するものとする。

第4 会議の公開

警察署長は、会議の公開について会長から協議を求められたときは、会議における委員の率直な意見交換の確保と警察署の業務運営について広く住民等の理解を求めるために配意して、意見を述べるものとする。

第5 議事概要の公表

議事概要を公表する場合は、報道機関への素材提供、広報紙への掲載等の方法によるものとする。

第6 報告等

1 会議結果

警察署長は、協議会の会議が開催されたときは、警察署協議会会議結果報告書（別記様式）により、警察本部長に報告するものとする。

2 他の警察署等に關係する意見

警察署長は、委員から提出された意見が、他の警察署に關係する場合又は警察本部の關係所属と協議する必要があると認められる場合は、警務部総務課長を経由して、關係警察署長又は警察本部の關係所属長に連絡するものとする。

第7 庶務

警察署長は、副署長又は次長を協議会の事務責任者に充て、係長以上の者を事務担当者に指名して、協議会の事務の庶務に当たらせるとともに、会長及び委員との連絡を密にし、円滑な協議会運営に努めるものとする。

別添2・別添3（省略）

別記様式

警察署協議会会議結果報告書

○ ○ 警 察 署

日 時	
場 所	
出席者	
議 題	

【意見の内容】

【協議内容等】